

令和7年度一般社団法人佐賀県馬主会補助馬購買事業実施規程

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人佐賀県馬主会(以下「本会」という。)の会員が佐賀競馬に出走させるために競走馬をせり市場において購入した場合、補助馬購買事業補助金を支給し、「佐賀競馬の在厩馬の確保」及び「強い馬づくり」を図り、佐賀競馬の発展に寄与することを目的とする。

(参加資格)

第2条 補助馬購買事業に申請できる者は、本会の会員であり、申請時に年会費を完納している者とする。また申込は会員1名義につき1頭とする。

(対象馬の条件)

第3条 補助金を支給する対象馬(以下「補助馬」とする)は次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) サラブレット系1歳馬で九州1歳市場、八戸市場、セレクトセール、北海道市場セレクションセール、北海道サマーセール、北海道セプテンバーセール、北海道オータムセールにおいて購入した馬であること。
- (2) 販売申込者(所有者)と購買者が、親族間、法人とその役員間、共有馬主間及び組合と組合員間での購買でないこと。
- (3) 購買者が過去に補助馬の母馬を所有していないこと。
- (4) 2年連続での同一牧場からの購買でないこと。

(補助額及び補助頭数)

第4条 補助額及び補助頭数は次の各号のいずれかを選択して申し込むものとする。また補助額に1万円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

- (1) 九州1歳市場で購入した九州産馬200万円(税別)以上の馬に対し購買価格(税別)の30%を支給、補助額上限は200万円。補助頭数は概ね5頭。
- (2) 購買価格300万円(税別)以上の馬に対し購買価格(税別)の30%を支給、補助額上限は210万円。補助頭数は概ね20頭。
- (3) 購買価格700万円(税別)以上の馬に対し購買価格(税別)の30%を支給、補助額上限は300万円。補助頭数は概ね4頭。
- (4) 本年度は予算6,000万円に達するまで補助する。

(補助馬の入厩)

第5条 補助馬は、令和8年4月下旬までに入厩する。なお、特別な事情により入厩できない場合又は一時的に退厩する場合は、本会と事前に協議し、許可を受けるものとする。

(補助馬の義務)

第6条 補助馬は、令和9年7月末日まで佐賀競馬場に入厩させる事とする。これに違反した場合は、補助金の全額の返還と違約金として補助金と同額を納付するものとし、以降5年間、補助馬購買事業に関する補助金申請は受け付けないものとする。

但し、次の各号に該当すると本会が認めたときはこの限りではない。

- (1) 競走馬としての適性を欠くもの。
- (2) 疾病、負傷により死亡もしくは競走能力を喪失したとき。

2 補助馬の血統登録証明書（原本）は、令和9年7月末日まで本会が預かり保管しておくものとする。

3 やむを得ない事情と本会が認めた場合以外は補助馬の転売を禁止する。

（補助金の支給）

第7条 補助馬に係る市場取引売買契約書の写しと血統登録証明書を馬主会に提出したときに補助金を支給する。提出期限は11月末日とし、提出のあった日の翌日から起算して15日以内に補助対象者が指定した金融機関の口座に振り込む。

（補助金の返還）

第8条 この実施規程に違反し、又は不正な手段によって補助金の交付を受けた事が判明した時は補助金の返還を命ずる。

（申請方法と選考）

第9条 補助馬購買事業の補助を受けようとする者は、本会が別に定める日までに補助馬購買事業補助金交付申請書（様式第1号）を本会事務局へ提出すること。応募者が定員を超えるときは、申込者を抽選により受給資格者を決定する。

2 抽選期日は別に定める日とし、抽選は次により行う。

(1) 抽選器に1から応募人数分の番号を付した球を入れ、応募順に抽選器を廻す。当該年度補助頭数までの数字の応募者を当選受給資格者（以下「当選者」という。）とする。

(2) 抽選には佐賀県競馬組合と佐賀県調騎会の立会いを求める。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、本規程に実施に関し必要な事項は、本会理事会の承認を得て、会長が別に定める。